

農地中間管理事業の推進に関する
基本方針

令和6年6月

奈良県

目次

- 第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
- 第2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
- 第5 農地中間管理事業に関する啓発普及
- 第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

規模拡大を目指す意欲ある認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等を確保し、農地の有効活用を図るため、奈良県における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積目標は、次のとおりとする。

| 項目 | 令和6年度 | 10年後 (令和15年度) |
|-----------------|----------|------------------|
| 耕地面積(①) | 19,000ha | 19,000ha |
| うち担い手が利用する面積(②) | 4,072ha | 6,460ha |
| 担い手への農地集積率(②/①) | 21.4% | 34% |

第2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

1 担い手が利用する農用地の集積・集約化

地域計画（目標地図）の実現に向けて、農地中間管理機構は、県、市町村及び農業委員会等の関係機関と連携を密にして、一体的に農用地の利用調整に取り組み、効率的に農用地を活用するため、担い手への農用地の集積・集約化を図る。

2 遊休農地の解消

再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な遊休農地は、速やかに再生利用を図り、遊休農地の解消に積極的に取り組む。

3 特定農業振興ゾーンの設定

農業の振興を図る地域として特定農業振興ゾーンを設定し、高収益作物への転換、農地の集積・集約化、遊休農地の解消、多様な担い手の確保等に関する施策を集中的かつ優先的に実施することで、農業の生産性の向上を図る。

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

2 農地中間管理事業は、地域計画の区域内において重点的に実施する。
地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集

積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討する。

県は、「奈良県豊かな食と農の振興計画」に基づく、県産農産物の振興を図るとともに、リーディング品目、チャレンジ品目などの規模拡大を目指す担い手、新たに農業にチャレンジする新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集積・集約化を推進する。

- 3 地域計画（目標地図）において、「今後検討等」とされており借受希望者が明確でない場合や、遊休農地の黄色区分であって基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていないなど、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- 1 農地中間管理事業については、農地中間管理機構が策定する「農地中間管理事業規程」（以下「事業規程」という。）に沿って実施する。

事業規程には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施の基本方針、区域および対象農用地について
- (2) 農地中間管理事業の推進体制について
- (3) 業務の委託について
- (4) 重点的に実施する区域について
- (5) 農地中間管理権の取得について
- (6) 農用地等の貸付けを行う方法について
- (7) 農業経営の委託および受託について
- (8) 農作業の委託および受託について
- (9) 利用条件改善業務の実施基準について
- (10) 農用地利用改善事業について
- (11) 相談又は苦情に応ずるための体制について
- (12) 農地中間管理権等の解除について
- (13) 賃料および委託料について
- (14) 農用地等の利用状況の報告について
- (15) 研修事業について
- (16) 共有者不明農用地について
- (17) 遊休農地への対応について
- (18) 事務手数料について
- (19) 不適正な事案が生じた場合の対応について
- (20) 規程の改正および廃止について
- (21) その他必要な事項

- 2 農用地利用集積等促進計画については関係機関と連携・協力して定めるものとする。
- 3 農業協同組合、土地改良区、市町村公社、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めるものとする。

第5 農地中間管理事業に関する啓発普及

- 1 地域計画（目標地図）の策定・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。
- 2 県、市町村、農業委員会及び農業協同組合等の農業関係機関・団体は、それぞれが実施する研修会や集落座談会等を活用して、農地中間管理事業の目的や機構の果たす役割について、周知徹底を図っていくものとする。

第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

県及び農地中間管理機構は、市町村、農業委員会、日本政策金融公庫のほか、農業会議、農業協同組合、土地改良区等の農業関連団体との密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。